

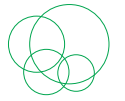
# 岩倉市の組織が4月から変わります

●問合先 秘書人事課人事グループ (☎ 38-5802)

社会情勢の変化に対応し、効率的な行政サービスを継続していくことのできる組織とするため、令和6年4月1日から以下のとおり組織・機構の見直しを行い、7部22課44グループになります。

部名	課名	グループ名	場所	主な業務
総務部	秘書人事課	秘書広報グループ (☎ 38-5801)	市役所 5階	秘書、平和行政、広報、広聴、 シティプロモーション (情報発信)
		人事グループ (☎ 38-5802)		職員人事、給与、研修、福利厚生
	企画財政課 (☎ 38-5805)	企画政策グループ	市役所 5階	企画総合調整、総合計画、地域振興、 自治基本条例
		財政グループ		財政計画、予算編成、行政改革、 公共施設の管理の総合調整
	行政課	行政グループ (☎ 38-5804)	市役所 4階	議案、例規、情報公開、個人情報保護、選挙、 文書管理、庁舎の管理
		デジタル推進グループ (☎ 38-5834)		デジタル化、情報システム、 情報セキュリティ対策、統計調査
	税務課 (☎ 38-5806)	市民税グループ	市役所 2階	個人市民税、軽自動車税などの賦課
		固定資産税グループ		固定資産税の賦課
		収納グループ		市税 (国民健康保険税を含む) の徴収、 税関係の証明等
	市民協働部	協働安全課	市民協働グループ (☎ 38-5803)	市役所 6階
防災安全グループ (☎ 38-5831)			地域防災計画、自主防災組織への支援、 交通安全対策、防犯対策、 放置自転車等の防止、消費生活センター	
市民窓口課		窓口グループ (☎ 38-5807)	市役所 1階	戸籍、住民登録、印鑑登録、各種証明、 マイナンバーカード交付
		国保年金グループ (☎ 38-5833)		国民健康保険、国民年金
		医療グループ (☎ 50-0360)		後期高齢者医療、子ども医療、障害者医療、 母子・父子家庭医療、後期高齢者福祉医療
環境政策課		さくら・川・環境グループ (☎ 38-5808)	市役所 3階	地球温暖化対策、生物多様性、桜並木の保全、 憩いの広場の管理、犬の登録、狂犬病予防
	廃棄物グループ	市役所 3階 (☎ 38-5808) 清掃事務所 (☎ 66-5912)	ごみ収集・処理・減量、資源回収、 e-ライフプラザ、し尿・浄化槽	
福祉部	福祉課	障がい福祉グループ (☎ 38-5809)	市役所 1階	障がい者福祉、ふれあいセンター、赤十字
		社会福祉グループ (☎ 38-5830)	市役所 2階	生活保護、民生・児童委員、市民相談室、 自立支援、貧困対策
	長寿介護課 (☎ 38-5811)	長寿福祉グループ	市役所 1階	高齢者福祉、高齢者の生きがいづくり、 南部老人憩の家、さくらの家、 すこやかタクシー
		介護保険グループ		介護保険、地域密着型サービス事業者の指 定等、在宅医療・介護連携、 地域包括支援センター

部名	課名	グループ名	場所	主な業務
健康こども未来部	健康課 (☎ 37-3511)	保健予防グループ	保健センター	予防接種、感染症、保健センター・休日急病診療所の管理
		健康支援グループ		母子保健、健康増進事業、歯科保健、出産・子育て応援金
	こども家庭課	子育て支援グループ (☎ 38-5810)	市役所 6 階	児童手当、ひとり親家庭等への手当及び支援、家庭児童相談室、少子化対策
		保育グループ (☎ 50-0372)		保育園、幼稚園、認定こども園、あゆみの家、児童館、放課後児童クラブ、地域交流センター、希望の家、子育て支援センター
建設部	商工農政課 (☎ 38-5812)	商工観光グループ	市役所 4 階	商工業振興、友好交流、勤労者、観光、消費者行政、ふるさと納税、企業誘致
		農政グループ		農業振興、農業委員会、用水の調整
	都市整備課 (☎ 38-5814)	計画営繕グループ	市役所 4 階	都市計画、建築、耐震、緑化、市営住宅、公共施設の設計・営繕等
		整備グループ		道路・公園等の設計・施工、用地買収、スマート IC
	維持管理課 (☎ 38-5813)	維持グループ	市役所 4 階	道路・都市公園・駅前広場・児童遊園・ふれあい広場の管理
		管理グループ		市道認定、境界確定、市有財産の登記
	上下水道課	上水道グループ (☎ 38-5816)	市役所 3 階	水道料金、下水道使用料、水道施設の管理、配水場
		下水道グループ (☎ 38-5815)		受益者負担金、下水道施設の新設・管理、排水設備
—	会計管財課 (☎ 38-5800)	会計グループ	市役所 1 階	出納事務、収入・支出命令の審査
		契約管財グループ		工事・物品等の入札、工事の検査、土地対策の総合調整
消防本部 (☎ 37-5333)	総務課	総務グループ	消防庁舎 2 階	消防用施設の管理、消防団
		予防グループ		火災予防、消防用設備の規制、防火クラブ
	消防署	消防第 1 グループ	消防庁舎 1 階	火災業務、救急業務、消防通信業務
		消防第 2 グループ		
消防第 3 グループ				
教育部	学校教育課	学校教育グループ (☎ 38-5818)	市役所 6 階	教育委員会、教育行政、学校施設の管理、就学援助
		学校給食グループ (☎ 66-7331)	学校給食センター	学校給食センターの管理
	生涯学習課 (☎ 38-5819)	生涯学習グループ	市役所 6 階	生涯学習センターの管理、教育（青少年・成人・高齢者等）、文化財・芸術・文化・音楽の普及及び振興、史跡公園
		図書館グループ (☎ 37-6804)	図書館	図書館の管理
		スポーツグループ	市役所 6 階	スポーツ施設の管理、スポーツの普及及び振興
—	議会事務局 (☎ 38-5820)	市役所 8 階	本会議、委員会、協議会、請願、陳情	
—	監査委員事務局 (☎ 38-5821)	市役所 5 階	監査、決算審査、出納検査、固定資産評価審査委員会、公平委員会	



## ～こどもまんなか応援サポーター宣言～ を行いました

●問合先 こども家庭課保育グループ (☎ 50-0372)

岩倉市は、こども家庭庁が唱える「こどもまんなか社会」の実現の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」となって、こどもまんなかアクションとして、さまざまな子育て支援施策を展開していきます。

### こどもまんなか応援サポーター宣言

岩倉市は、こどもたちが将来にわたって安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、愛知県内で先駆けて「岩倉市子ども条例」を制定しています。

こどもたちが笑顔で健やかに育ち、すべての家庭が安心して子育ての喜びを感じられるまちづくりを目指して、生まれる前からの切れ目のない支援に取り組み、地域全体でこどもを育む環境が醸成されています。

国においては、こども家庭庁が司令塔となって、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組がスタートしています。

岩倉市は、この「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」となって、まちの宝であるこどもたちや、子育て家庭、さらにはこれから子育てをする人を地域ぐるみでサポートし、次代を担うこどもたちの未来を応援していくことを宣言します。

こども  
まんなか



令和6年2月26日

岩倉市長 久保田 桂朗



こどもまんなかアクション

はじめまして！

## 岩倉市子どもまんなか情報『い〜わキッズ』です！

●問合先 子育て家庭課保育グループ (☎ 50-0372)

スマートフォンアプリ「すぐーる」を活用して、婚活から妊娠期、乳幼児期、小・中学生へとライフステージや子どもの年齢に合わせたさまざまな情報を発信します。

★お子さんの年齢（生まれ年度）に合った情報が定期的に配信されます！

★妊娠中の人向けの情報も発信します！

※ほっと情報メールで「子育てに関する情報」や「妊婦、〇歳児の保健センター事業」の情報を受け取っている人は、こちらに登録してください！ 今後、ほっと情報メールからは、これらの情報は届きません。

### い〜わキッズ登録手順

①スマートフォンアプリ「すぐーる」をダウンロードしてインストールしてください。



②スマートフォンアプリ「すぐーる」を起動し、「チャンネル登録（追加）」画面で右の二次元コードを読み取り「い〜わキッズ」に登録してください。

※登録パスワードは **1818** (い〜わい〜わ) です。



### 岩倉市ほっと情報メールの 配信アドレスが変わります

●問合先 秘書人事課秘書広報グループ (☎ 38-5801)

岩倉市では市民の皆さんに防災・防犯などの情報をお知らせする「岩倉市ほっと情報メール」の配信を行っています。メール配信システムの更新に伴い、メールの配信アドレスが次のとおり変更となります。

#### 【ほっと情報メールの配信アドレス変更】

●変更日 4月1日(月)

【変更後の配信メールアドレス】 iwakura@sg-p.jp

●すでに登録いただいている皆さんへ

旧システムでの登録情報は新システムへ移行するので、再登録の必要はありません。迷惑メール対策の設定をしている場合は、上記のアドレスからのメールを受信できるよう、設定をお願いします。

●未登録の皆さんへ

このメールでは、市の防災・防犯情報のほか、イベント情報や市からのお知らせを配信していますので、登録をしてください。

※岩倉市ほっと情報メールの詳細については市ホームページを確認してください。



### 市公式 LINE から希望する情報 を選択して受け取ることができる ようになります

●問合先 秘書人事課秘書広報グループ (☎ 38-5801)

市では、市公式 LINE からさまざまな市政情報をお届けしています。

4月1日(月)からは、より便利に市公式 LINE を利用していただけるよう、希望する情報（セグメント）を選択して受け取ることができる「セグメント配信」を開始します。

●変更日 4月1日(月)

受信設定を行うことで、欲しい情報を選ぶことができますので、設定をお願いします。

※現在、友だち登録している人も、情報を受け取るには受信設定が必要になりますので、必ず設定をしてください。



# 健幸づくりサポーターが始動します！

●問合先 健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎ 37-3511）

保健推進員制度と食の健康づくり推進員制度を改め、健幸情報ステーション事業を含めて、令和6年度から「岩倉市健幸づくりサポーター事業」として市民、団体、事業所等と協働して地域の健康づくりを展開します。

健幸づくりサポーター事業は、さまざまな分野で健康の視点を持って取り組んでいる個人と団体および事業所等と連携し、誰もが気軽に健康づくりに取り組める環境づくりに取り組みます。

「健幸づくり推進員」「健幸づくり推進団体」「健幸情報発信隊（個人・団体・事業所等）」の3つから成り、活動内容は、運動の推進、食生活改善の推進、健康情報の発信です。詳しくは市ホームページ（4月1日以降）をご覧ください。市民を対象とした健幸づくりサポーターの事業（運動に関する教室）は下表を参照ください。教室等については、今後、開催会場を増やしていきます。

- 参加申込は不要です。お住いの行政区に関わらず、どの会場の運動教室にも参加できます。
- 参加費用は無料です。動きやすい服装で、水分補給用の飲み物をお持ちください。
- 講師の都合等により予定が変更することがあります。詳しくは保健センターに問い合わせください。

教室名	とき・ところ	内容・持ち物等	講師等
ポールウォーキング	毎週金曜日 午前9時～10時（雨天中止） （集合場所：お祭り広場） ※4月の2週目から開催 ※天候・気温により時間帯の変更もしくは中止することがあります。	お祭り広場に集合して、準備運動の後、五条川沿いをポールを使ってウォーキングします。 ※ポールの貸し出しを希望する人は事前に保健センターに予約が必要です。	指導員はいませんが、養成講座で学んだ「ポールウォーキング推進隊」が一緒に歩きます。
すこやか体操 （元下本町保健推進員活動）	毎月第1金曜日 午前10時～11時 （第三児童館ふれあいホール） ※5月・令和7年1月は開催しません。	音楽に合わせての簡単な体操、気功、歌をうたうなどを行います。	下條明美さん（気功指導員）
介護予防体操 （元下本町保健推進員活動）	毎月第3金曜日 午前10時～11時 （第三児童館ふれあいホール） ※8月は開催しません。	脳トレ・筋トレ・お口の体操を行います。	岩田佳子さん（介護予防運動指導員）
ひだまりサロン （元東新町保健推進員活動）	毎月第4金曜日 午前10時30分～11時30分 （岩倉団地集会所4号室） ※12月は第3金曜日、令和7年3月は第1金曜日	偶数月：シルリハ体操 奇数月：音楽に合わせて歌い、体を動かします。 ※上靴をお持ちください。	偶数月 シルリハ体操指導士 奇数月 「音楽会」すずらん音楽療法研究所スタッフ
シルリハ体操 （元西市・新柳町保健推進員活動）	4月・8月・9月・10月・12月・ 令和7年2月・3月は第1月曜日 6月・7月は第1木曜日 （5月・11月・令和7年1月は休み） 午前10時～11時（ふれあいセンター視聴覚室）	シルリハ体操	シルリハ体操指導士

## いわくらシルリハ体操

- 講師 いわくらシルリハ体操指導士
- 対象 介護予防に取り組みたい市民
- 持ち物・服装など 動きやすい服装、飲み物、上靴（さくらの家、岩倉団地集会所会場のみ）

ところ	市民プラザ 1階多目的ホール	ふれあいセンター 3階視聴覚室	さくらの家 2階すこやかホール	岩倉団地集会所 1階4号室
とき	毎月第3月曜日午後2時～3時（祝日も開催）	毎月第2火曜日午後1時30分～2時30分（祝日は休み）	毎月第4火曜日午前10時～11時	毎月第2火曜日午前10時～11時（祝日も開催）

## 産前産後支援事業をお知らせします

●問合先 健康課健康支援グループ（保健センター内 ☎ 37-3511）

### 産前・産後サポーターを派遣します

妊娠中や産後間もない時期や、多胎児を養育している人が、精神的・身体的な負担を軽減し安心して子育て出来るようサポーター（ヘルパー）が自宅を訪問し、家事や育児のお手伝いをします。

●対象者 市内に居住する人

①妊婦および産後 16 週以内で心身の不調等により家事または育児を行うことが困難で、日中支援者のいない産婦

② 2 歳未満の多胎児を養育する保護者

●利用期間 妊娠中（母子健康手帳交付後）から産後 16 週以内まで。ただし、多胎児家庭は 2 歳未満まで

●利用料 1 時間 660 円 ※生活保護世帯および市民税非課税世帯に属する人は免除※詳しくは市ホームページをご覧ください。

●利用上限 ※派遣は 1 時間単位で、1 日 4 時間以内

対象期間	上限時間
妊娠中（母子健康手帳の交付を受けた日）から出産まで	20 時間
出産後から産後 16 週以内まで	40 時間
多胎児家庭は出生後から 2 歳未満まで	100 時間

### 産後ケア事業（通所型）がはじまります

令和 6 年度から医療機関等に通う「通所型」が始まり、「宿泊型」、「訪問型」の 3 種類から選べ、また訪問型の対象が産後 1 年未満に拡大となり、利用しやすくなります。

●対象者 市内在住の産後 4 か月未満の母親（訪問型は産後 1 年未満）とその乳児で以下に該当する人

- ・ 家族等から十分な家事や育児などの支援が受けられない
- ・ 産後の体調不良または育児の不安がある（医療の必要な人は利用できません）

※流産、死産された人も利用できます。

●サービスの内容

お母さんの心身のケア（健康管理）、授乳や沐浴についての相談、赤ちゃんのお世話の仕方や相談・支援など

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

●宿泊型・通所型実施施設

施設名	宿泊型	通所型
大野レディースクリニック	○	○
江南厚生病院	○	×
やまだ産婦人科	○	○
マザークリニック・ハピネス	○	○
ミナミクリニック	○	○
エンゼルレディースクリニック	○	○
つかはらレディースクリニック	○	○
すこやか助産院	○	○
おおばやしマタニティクリニック	○	○
小牧市民病院	○	×

●訪問型実施事業所 愛知県助産師会

### 低所得妊婦の初回産科受診料の一部を助成します

●対象者 受診時および申請時に市内に居住し、令和 6 年 4 月 1 日以降に受診した人

- ①生活保護世帯または市民税非課税世帯の人
- ②医療機関と市との情報共有に同意する人
- ③市販の妊娠検査薬で陽性を確認した人

●対象費用 医療機関で妊娠判定に要した診察料、検査料（保険診療分は除く）

●助成額 1 件あたり上限 1 万円

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



# ゼロカーボンシティの実現に向けた、 各種補助制度を紹介します

●問合先 環境政策課さくら・川・環境グループ（☎ 38-5808）

脱炭素社会の実現を目指すため、各種補助制度を紹介します。これらの制度を活用し、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減にご協力ください。

※申請書は環境政策課窓口でお渡しするほか、市ホームページからダウンロードできます。



## 「岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金」

●対象者 次のいずれかに該当する人

ア 市内に住所を有し、補助対象設備を自らが住所を有する居宅に設置しようとする人

イ 市内において自らが居住する新築住宅に対象設備を設置しようとする人

ウ 市内において自らが居住する（対象設備が設置された）建売住宅・分譲住宅を購入しようとする人

※ア、イは工事の着工前、ウは住宅の購入前の申請が必要です。

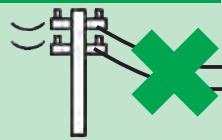
●補助対象設備 いずれも未使用のものの設置に限る。

区分	補助対象	補助率	上限
単体導入	家庭用エネルギー管理システム（HEMS）	設置費の4分の1	1万円
	定置用リチウムイオン蓄電システム（蓄電池）		40万円
	家庭用燃料電池システム（エネファーム）		10万円
	電気自動車等充電設備（V2H）		5万円
一体的導入	太陽光発電システム＋HEMS＋蓄電池	※蓄電池のみ加算あり	47万円
	太陽光発電システム＋HEMS＋V2H		12万円
一体的導入 ネットゼロエネルギーハウス（ZEH）	太陽光発電システム＋HEMS＋高性能外皮等		17万円

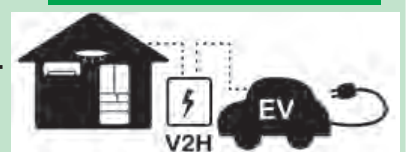
V2Hは「Vehicle to Home」の略称で、電気自動車（EV）等に蓄えた電力を家庭に供給できる機能のことをいいます。

停電や震災等で電力供給が寸断されてしまった場合でも、自動車が蓄電池としての役割を持ち、自動車のバッテリーから電力を取り出して住宅内の電力に使うことができます。

①停電の時でも



②自動車から家庭に給電



## 「岩倉市次世代自動車購入促進補助金（個人用・事業用）」

●対象者 【個人用の場合】市内に住所を有し、非営利かつ自ら使用する目的で補助対象自動車を購入した人

【事業用の場合】市内に本社、支社、営業所等を置き、使用の本拠を市内として補助対象自動車を購入した事業者

●補助対象自動車

補助対象	補助金額
電気自動車（EV）	5万円
プラグインハイブリット自動車（PHV）	5万円
燃料電池自動車（FCV）	10万円
（事業用のみ）V2Hの同時購入 <sup>※</sup>	EVおよびPHVの補助金額に2万円上乗せ加算

※個人用のV2Hの購入については、岩倉市住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金の補助対象です。

# 安全・防犯に関する補助金

●問合せ先 協働安全課防災安全グループ (☎ 38-5831)



## 自転車乗車用ヘルメットの購入費

自転車を利用する児童生徒等および高齢者の自転車の交通事故による被害を軽減するため、自転車乗車用ヘルメットの購入費の一部を補助します。

- 申請受付期間 4月1日(月)～令和7年2月28日(金)
- 補助金額 購入に係る費用の2分の1の額で、上限2千円(100円未満切捨て) ※1人1個まで
- 交付要件 次の要件などを全て満たす必要があります。
  - ①市内に居住し、住民票がある人 ②令和6年度に満7歳以上満18歳以下、または満65歳以上となる人
  - ③購入目的が転売等でない人 ④岩倉市税の滞納がない人 など
- ※満65歳以上の人は本人の購入のみ補助対象です。購入者本人しか申請できません。
- 対象ヘルメット 令和6年4月1日以降に購入したもので、次のいずれにも該当するもの
  - ・自転車乗車時に着用するヘルメット
  - ・安全性の認証を受けている新品のヘルメット(SGマーク、JCFマークなど)
- ※CEマークは対象になるものと対象にならないものがありますので、ご注意ください。



## 特殊詐欺防止用電話機器の購入費

全国的に特殊詐欺の被害や前兆電話が多発しています。令和5年中に愛知県内において発生いたしました特殊詐欺の認知件数は令和4年中と比較し、4割近く増加しています。

そこで、電話による詐欺被害等の未然防止のため特殊詐欺対策機能を備え付けた電話機器等の購入費を補助します。

- 申請受付期間 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
- 補助金額 購入に係る費用の2分の1の額で、上限5千円(100円未満切捨て) ※1世帯につき1台まで
- 交付要件 次の要件などを全て満たす必要があります。
  - ①市内に居住し、住民票がある人 ②令和6年度に満65歳以上となる人、またはその人と同世帯の人
  - ③購入目的が転売等でない人 ④岩倉市税の滞納がない人 など
- 対象となる電話機器等 令和6年4月1日以降に購入したもので、次のいずれかに該当するもの
  - ・特殊詐欺への対策機能を有する固定電話機(左記の機能を内蔵する電話機)
  - ・固定電話機につなぐ自動着信拒否装置または自動応答録音装置



## 防犯対策を実施した世帯への補助

全国的に刑法犯認知件数は増加傾向にあり、愛知県内では令和5年の刑法犯認知件数は令和4年と比較し、10%以上増加しています。その中で侵入盗、自転車盗、性犯罪の発生件数が顕著に増加しています。

そこで、防犯対策や防犯意識を高めることを目的として、防犯対策を実施する人に、購入・設置費用に対し補助金を交付します。

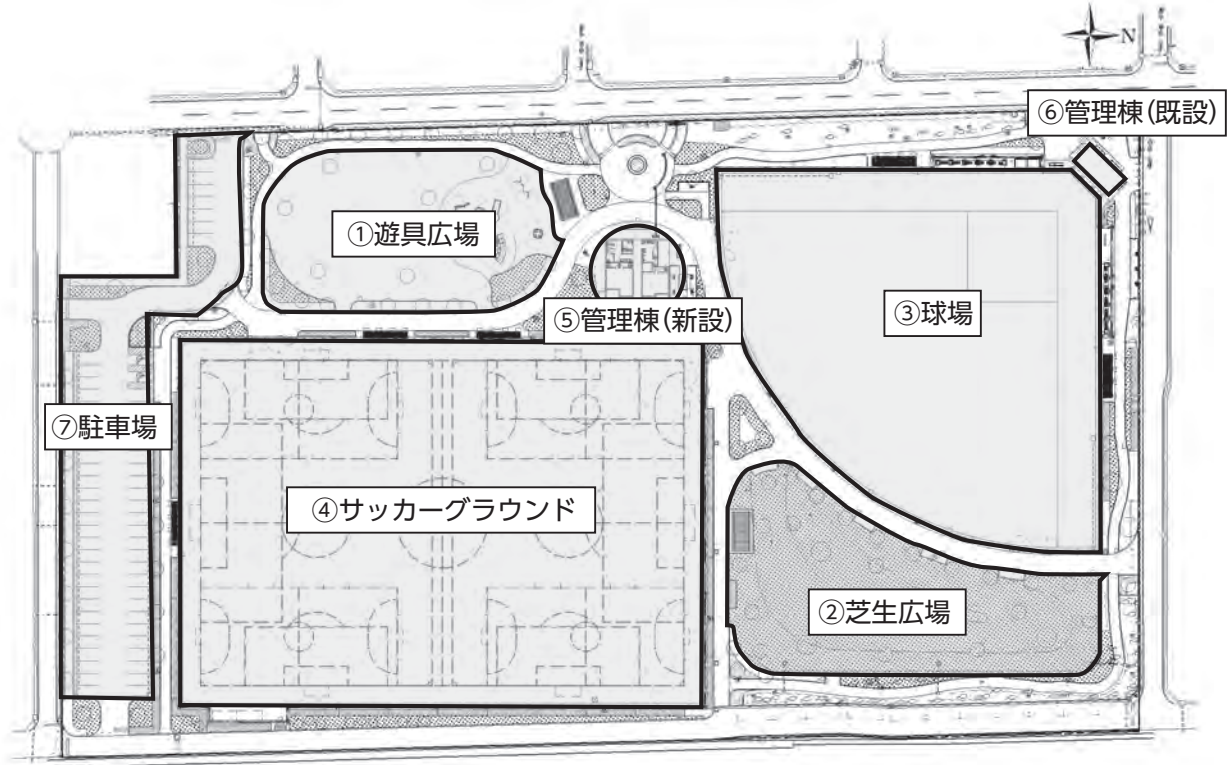
- 申請受付期間 4月1日(月)～令和7年3月31日(月)
- 補助金額 購入に係る費用の2分の1の額で、上限16,000円
- 交付要件 次の要件などを全て満たす必要があります。
  - ①市内に居住し、住民票がある人 ②購入目的が転売等でない人 ③岩倉市税の滞納がない人 など
- 対象となる電話機器等 令和6年4月1日以降に購入および設置したもので、次のいずれかに該当するもの
  - ①玄関や勝手口等の出入口の錠を交換、または補助錠、サムターンカバー、ガードプレート等の取り付け
  - ②サッシ等を防犯ガラスに交換、または防犯フィルム、補助錠、格子等を取り付け
  - ③防犯カメラまたはセンサーライトの取り付け ④敷地内に玉砂利等を敷くこと。
  - ⑤自家用車両にハンドルロックバーまたは盗難防止装置等を取り付け



# 石仏公園の整備に着手します

● 問合せ先 都市整備課整備グループ (☎ 38-5814)

## 石仏公園計画平面図



令和6年度より石仏スポーツ広場とその南側の用地を都市公園の石仏公園として整備します。

石仏公園が完成すれば、市内最大の都市公園となります。

工事期間は令和6～7年度の2カ年で予定しています。

4月からは既存の石仏スポーツ広場の利用ができなくなりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

### 【公園概要】

● 公園面積 26,724㎡

#### ● 公園施設

- ①遊具広場 (児童用複合遊具、幼児用遊具、回転遊具)
- ②芝生広場 (健康器具、パーゴラ)
- ③球場 (ソフトボール、少年野球 (小学生まで))
- ④サッカーグラウンド (人工芝)
- ⑤管理棟 (新設) (更衣室2室、公衆便所、器具庫、管理人室等)
- ⑥管理棟 (既設) (更衣室1室、公衆便所、器具庫、倉庫、観覧席等)
- ⑦駐車場 (一般60台、車いす用2台)



# 物価高騰支援給付金

●問合先 給付金専用ダイヤル(☎ 50-9219)

国の経済対策として、物価高騰の影響を受けている低所得者を支援する「物価高騰支援給付金(均等割のみ課税世帯・こども加算)」を給付します。 ※給付金は1世帯につき1回限りです。

## 1. 住民税均等割のみ課税世帯への給付金(1世帯あたり10万円)

**10万円** (手続要)

### 【給付対象】

令和5年12月1日時点において岩倉市に住民票があり、令和5年度住民税均等割のみ課税者または住民税非課税者で構成される世帯

※住民税非課税の世帯員のみで構成される世帯は対象外

※世帯の全員が、住民税を課されている親族等に扶養されている世帯は対象外

### 【手続方法】

3月中旬に対象となり得る世帯主あてに、「支給要件確認書」を送付しています。

扶養状況など必要項目を記入し、返信用封筒で返送をお願いします。

※対象世帯であっても令和5年1月2日以降に岩倉市に転入した場合は、確認書が送付されない場合があります。その際は申請が必要です。

### 【受付期限】

**8月31日(土)**

※窓口での受付は8月30日(金)まで。郵送での受付は8月31日(土)消印有効

## 2. こども加算(児童1人あたり5万円)

**5万円** (手続不要)

### 【給付対象】

以下の①、②のいずれかに該当する世帯で18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)がいる世帯

①「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金(7万円)」の対象世帯

②「1. 住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)」の対象世帯

### 【手続方法】

①対象となり得る世帯主あてに、順次「通知書」を送付しています。

「通知書」に記載された口座に入金をします。

※住民登録等、市で把握できない世帯員がいる場合は「通知書」が送られない場合があります。

②対象となり得る世帯主あてに、「1. 住民税均等割のみ課税世帯への給付金」の「支給要件確認書」と併せて通知書を送付しています。

「1. 住民税均等割のみ課税世帯への給付金」と併せて入金します。

## 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金について

**7万円** (手続要)

現在、令和5年度住民税非課税世帯(世帯員全員)を対象に、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援追加給付金(1世帯あたり7万円)を給付しています。

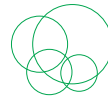
※1月中旬に、対象となり得る世帯主あてに確認書を送付済みです。

市で世帯の収入がわからない、または転入等により世帯構成が変わった場合は、確認書が送付されていない場合がありますので、その場合は申請が必要です。

確認書の提出(返送)をしていない人は、**5月31日(金)**までに手続きをお願いします。

※期限を過ぎると受付はできませんので注意してください。





## 児童発達支援センターで障がいや療育等に関する 相談支援を行います

●問合先 福祉課障がい福祉グループ (☎38-5809)

令和6年4月から障がい、療育、子どもの発達に関する相談や、福祉サービスに関する相談支援を「児童発達支援センターベース」に業務委託して実施します。

電話相談、面談（要予約）で対応しますので、お子さんへの療育や発達に心配のある人は、まずは電話で相談してください。

- 対象者 市内にお住いの障がいのある児童や、支援の必要な児童とその家族
- 相談日 月～金曜日（祝日（振替休日を含む）、年末年始を除く）
- とき 午前9時～午後5時
- ところ 児童発達支援センターベース（西市町柵東37番地1）
- 連絡先 ☎58-5122

## 福祉総合相談窓口を設置します

●問合先 福祉課社会福祉グループ (☎38-5830)

どこに相談したらよいのかわからない福祉に関するお悩みや相談を社会福祉士等の資格を有する相談員が対応し、関係機関と連携して一緒に困りごとの解決を手伝います。本人、家族、関係者など気軽に相談してください。

- とき 月～金曜日（祝日（振替休日を含む）、年末年始は除く）、午前8時30分～午後5時15分
- ところ 市役所2階福祉課社会福祉グループ

## 障がい者日常生活用具の給付対象用具の追加

●問合先 福祉課障がい福祉グループ (☎38-5809)

常時、医療的ケアが必要な人を支援するため、障がい者日常生活用具の給付対象用具を追加しました。給付を希望する人は、福祉課障がい福祉グループへ相談してください。

- 対象者
  - (1) 3級以上の呼吸機能障がいの身体障害者手帳所持者
  - (2) 難病患者で、人工呼吸器、酸素濃縮器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器の使用が必要な人
- 追加した用具 自家発電機、人工呼吸器用バッテリー、外部バッテリー、ポータブル電源
- 自己負担 購入費用の1割が自己負担（原則）になります。

## 岩倉市国民健康保険第3期データヘルス計画 第4期特定健康診査等実施計画 を策定しました

を策定しました

● 問合せ先 市民窓口課国保年金グループ（☎338・5833）

本計画は、健康寿命延伸のため、国民健康保険被保険者を対象に、保険者が策定する健康・医療情報を活用した保健事業の実施計画です。計画策定にあたっては、健康・医療情報の分析結果から健康課題を抽出し、PDCAサイクルに沿った効果的、効率的な保健事業を目指しています。

● 計画期間 令和6年度から令和11年度（6年間）

● 計画の内容 「データヘルス計画」は岩倉市国民健康保険における保健事業の全体計画であり、「特定健康診査等実施計画」は保健事業の中核である特定健康診査・特定保健指導の具体的な実施方法を定めています。両計画は、相互に連携して策定することが望ましいとされており、このたびの計画から一体的に策定しています。また、計画書の標準化により他市町との比較、保険者としての課題や取り組むべき事項が把握しやすいものとなっています。なお、本計画は市ホームページに掲載しています。



## おたふくかぜワクチン予防接種 費用の一部を助成します

● 問合せ先 健康課保健予防グループ（保健センター内）☎37-3511

おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）は、「ムンプスウイルス」に感染することにより発症し、発熱や耳の下からあごにかけて（耳下腺等）痛みを伴う腫れがでてきます。感染すると、脳炎や脳症などを併発し、難聴などの後遺症を残す場合があります。

このため、おたふくかぜの発症や重症化を予防するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、令和6年4月1日から任意接種であるおたふくかぜワクチン予防接種の費用を一部助成します。

### ● 対象者

接種日に市内に住民登録があり、次のすべてに該当するお子さん

- ① 満1歳から6歳までの小学校就学前であること。
- ② 令和6年4月1日以降に接種していること。
- ③ おたふくかぜに罹患したことがないこと。

● 助成金額 2千円（1人1回のみ）

※申請方法等、詳しくは4月以降の市ホームページをご覧ください。





# 未来寄合 全体フォーラム

を開催しました！！

持続可能で魅力的な地域づくりについて、ざっくばらんに楽しく語り合う「未来寄合」。令和4年度から2年をかけて、小学校区ごとに地域の強みや弱み、自分たちにできることなどを語り合ってきました。今回、5つの小学校区合同で「未来寄合全体フォーラム」を開催しました。



当日の様子はこちらから

●問合先 協働安全課市民協働グループ (☎ 38-5803)

## 第1部 耳寄り講演会

まちで遊び まちに学び まちと暮らす  
—まちを自分ごとにする「新しい自治」のかたち—

「岡崎まち育てセンター・りた」事業企画マネージャーの天野裕さんから、岡崎市の中心市街地で取り組まれているまちづくりについてお話を伺い、町内会の広域連合会や次世代の会の取組、横丁の空き家活用などの事例に触れ、住民が主体的に関わる自治の現状を伝えていただきました。

まちづくりには「特効薬」も「万能薬」もない。「小さなトライ＆エラー」を繰り返して「無理なく続けられる方法」を見つけることが大事

誰も経験したことのない課題を解決するためには、人やネットワーク、アイデアの総動員が必要。「協働」で、みんなが話し合いながら解決していくことが前提

これからの自治は創造的になっていく。自治はすごく大変だけど、すごくやりがいもあり、楽しさがあり、喜びがある。



## 第2部 おしゃべりカフェ (交流会)

11グループに分かれて、耳寄り講演会で印象に残ったことや、持続可能な地域となるためにはどのような取組が必要なのか意見交換をし、全体で発表・共有しました。

### 耳寄り講演会で印象に残ったことは？

- ◇これからの自治はクリエイティブだ
- ◇無理をしない。楽しくやってみよう！
- ◇やりたいこと、必要なことをできることから
- ◇今までのやり方からの転換
- ◇顔の見える関係人口（協力者、参加者）を増やす
- ◇横のつながりをつくる
- ◇地域外の人も取り込んで課題解決 など



### 持続可能な学区へ～ エレガントでミニマムな「はじめの一步」は？

- ◇人と経験のつながりを大切にする
- ◇今までの行事に「創造的」で「刺激的」な工夫をする
- ◇定期的に会える交流の場（プラットフォーム）を作る
- ◇若い人に知ってもらうための情報発信！
- ◇途切れのない年代交流 など



# 下水道が使用できる区域が広がります

●問合先 上下水道課下水道グループ (☎38・5815)

4月1日から神野町、石仏町、八剣町、大地町の一部の区域で新たに下水道が使用できるようになります。

区域内に家屋を所有する人で、浄化槽をお使いの場合は、速やかに下水道への接続工事（排水設備工事）をしてください。くみ取り便所をお使いの場合は、下水道が使用できる区域になってから3年以内に水洗便所に改造し、下水道への接続工事をしてください。

また、既に下水道が使用できる区域の人で、下水道への接続工事をしていない場合は、速やかに工事を行ってください。

## ●受益者負担金が賦課されます

下水道整備区域内に土地を所有している人は、負担金が賦課されます。対象区域の土地を所有している皆さんへ下水道事業受益者申告書を送付しますので、必要事項を記入のうえ提出してください。

ただし、その土地が、地上権、質権、使用貸借または賃貸借による権利がある場合は、その権利者が対象となります。

## ●工事は指定工事店で

排水設備工事やトイレの水洗化工事は、市が指定した工事店でなければ施工できません。指定工事店については市ホームページをご覧ください。くか、問い合わせください。

## ●工事費の融資あっせん制度があります

下水道の排水設備工事には、次の改造資金の融資あっせん（無利子）を行っていますので、希望の人は指定工事店を通して申し込みください。

ただし、下水道が使用できる区域になってから3年以内に行う工事が対象となります。

★くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事：60万円以内（便槽が1個増すごとに30万円以内を加算）

★浄化槽を廃止する工事：30万円以内（浄化槽が1個増すごとに15万円以内を加算）

## ●雨水対策にご協力を

下水道へ接続すると、既存の浄化槽は不用となります。浄化槽を雨水貯留施設へ転用すると、次のメリットが期待できます。

★地域貢献になる：大雨時に河川や排水路への流出を抑えることができ、浸水被害の緩和につながります。

★節水になる：ガーデニングの水やりや洗車に利用できます。

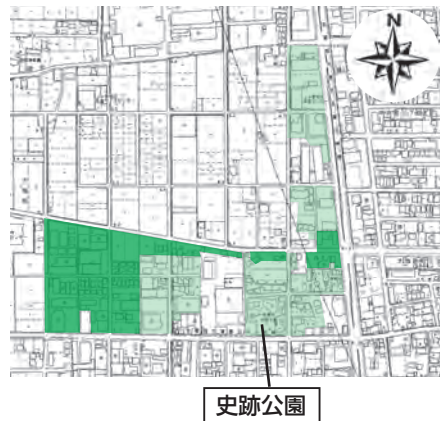
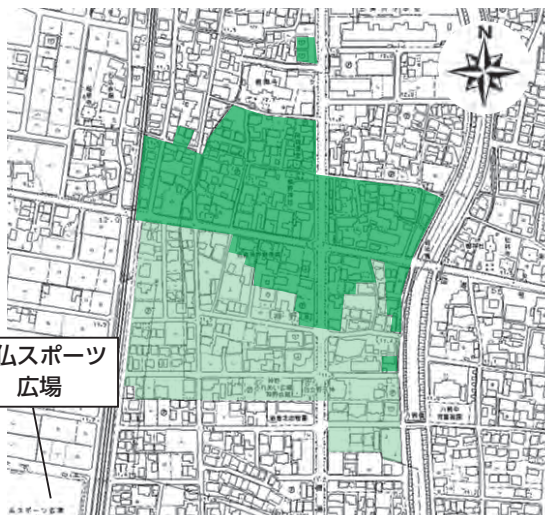
★災害対策になる：地震等での断水時にトイレ用水として利用できます。

※補助制度がありますので、事前に問い合わせください（工事後の申請はできません）。

## 新しく下水道が使用できる区域

令和7年4月1日から下水道が使用できる予定の区域

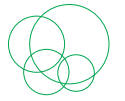
令和6年4月1日から下水道が使用できる区域



※補助金の額：工事費の4分の3に相当する額

★5～10人槽：補助限度額10万円

★11人槽以上：補助限度額15万円



# 第9期岩倉市高齢者保健福祉計画及び

## 介護保険事業計画を策定しました

●問合先 長寿介護課介護保険グループ（☎38・5811）

今回策定した第9期計画は、令和6年度から3年間の計画で、団塊世代が75歳以上に到達する2025年が含まれています。  
また、団塊ジュニア世代が65歳以上に到達する2040年も見据え、中長期的な視点に立った計画といえます。

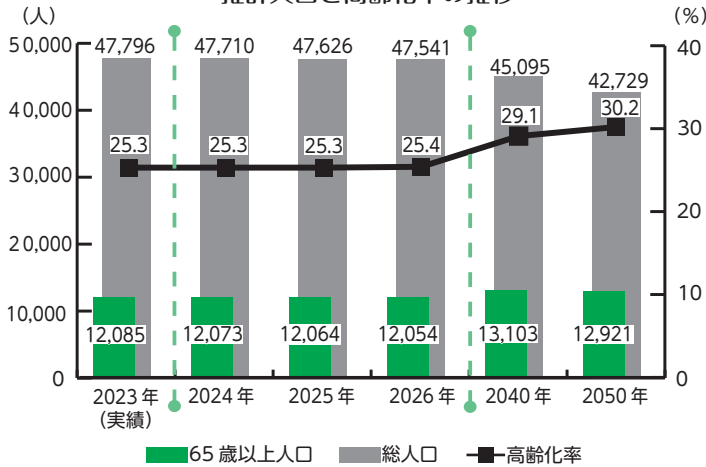
### ●計画の基本理念と基本目標

第8期の基本理念を継承し「みんな いきいき 居場所のある地域共生社会をめざして」を基本理念とします。

基本理念を実現するため、「ずっといられる居場所のあるまちづくり」、「いきいきと輝く居場所のあるまちづくり」、「介護を安心して受けられる居場所のあるまちづくり」の3つを基本目標に掲げて、各種施策・事業を推進していきます。

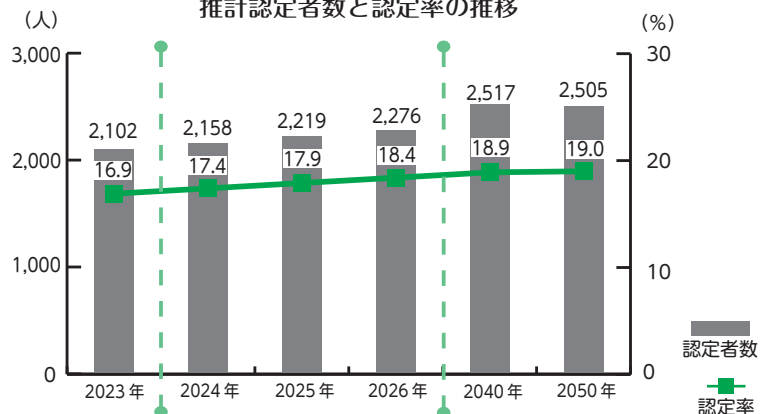
基本理念	みんな いきいき 居場所のある地域共生社会をめざして
基本目標1	ずっといられる居場所のあるまちづくり
基本目標2	いきいきと輝く居場所のあるまちづくり
基本目標3	介護を安心して受けられる居場所のあるまちづくり

### 推計人口と高齢化率の推移



●高齢者人口および後期高齢者人口と認定者数の推移  
令和5年10月1日現在、岩倉市の高齢者（65歳以上）数は1万2085人で、高齢化率は25.3%です。今後も、高齢化率は進むと考えられ、2040年には29.1%、2050年には30.2%になると予測されています。また、高齢化の進展により、要支援・要介護認定者の増加も予測し、現在、2102人の認定者は、2025年には2219人、2040年には2517人になると予測しています。

### 推計認定者数と認定率の推移



### ●介護保険給付費と介護保険財源の仕組み

認定者の増加に伴い、介護サービスの利用も増えます。第9期計画の介護サービスにかかる給付費は約102億円となる見込みです。  
介護保険給付に必要な費用は、公費50%と保険料50%でまかされています。第9期における65歳以上の人の負担分は約25億円となり、介護保険料の基準月額額は5391円となります。

令和6年度の65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料をお知らせします

問合せ先 長寿介護課介護保険グループ（☎38・5811）

介護保険料は、3年に1度見直しが行われます。市でも、介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険料基準額及び所得段階等についての見直しを行いました。第9期計画期間（令和6年度から3年間）における介護保険料基準額（月額）は5,391円となり、第8期計画期間（令和3年度から3年間）より395円引き上げとなりました。

●仮徴収のお知らせ

65歳以上の人（第1号被保険者）の令和6年度の介護保険料は下表のとおりです。

年金から介護保険料が引かれる特別徴収の人には「仮徴収額特別徴収のお知らせ」を、また、銀行等の金融機関の窓口や口座振替で納めていただく普通徴収の人には「納入通知書（仮徴収額通知書）」を4月上旬に送付します。

なお、お届けする通知書の保険料額は、令和5年度の保険料所得段階をもとに算定したものです。令和6年度の年間保険料額は、令和6年度の市民税の課税状況等をもとに7月に決定し、改めてお知らせします。

●低所得者の保険料の軽減について

消費税を財源として、所得段階第1段階～第3段階の保険料負担の軽減を行っています。

令和6年度所得段階別介護保険料

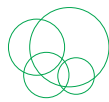
令和6年度から3年間の基準額（月額） 5,391円（所得段階の第5段階の額）

所得段階	対象者	計算方法	保険料年額
第1段階	老齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税の人、または生活保護を受給している人	5,391円×0.285 ×12カ月	軽減後 18,400円 (軽減前 29,400円)
	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人		
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階以外の人で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の人	5,391円×0.485 ×12カ月	軽減後 31,300円 (軽減前 44,300円)
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第1段階以外の人で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	5,391円×0.685 ×12カ月	軽減後 44,300円 (軽減前 44,600円)
第4段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	5,391円×0.9×12カ月	58,200円
第5段階	世帯員に市民税が課税されていて、本人が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	5,391円×1.0×12カ月	64,600円
第6段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円未満の人	5,391円×1.2×12カ月	77,600円
第7段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	5,391円×1.3×12カ月	84,000円
第8段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	5,391円×1.5×12カ月	97,000円
第9段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	5,391円×1.7×12カ月	109,900円
第10段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	5,391円×1.9×12カ月	122,900円
第11段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	5,391円×2.1×12カ月	135,800円
第12段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	5,391円×2.3×12カ月	148,700円
第13段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が720万円以上820万円未満の人	5,391円×2.4×12カ月	155,200円
第14段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が820万円以上1,000万円未満の人	5,391円×2.5×12カ月	161,700円
第15段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の人	5,391円×2.6×12カ月	168,100円
第16段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が1,500万円以上の人	5,391円×2.7×12カ月	174,600円

※同一世帯であるか否かは、4月1日時点の住民登録（年度途中で資格取得したときは資格取得日）で判定します。

※年度途中で第1号被保険者の資格を取得または喪失した場合は、上記年額から月割計算します。





# 令和6年度は、固定資産税・都市計画税の評価替えの年です

●問合先 税務課固定資産税グループ（☎38・5806）

## ●固定資産税・都市計画税とは

固定資産税と都市計画税は、1月1日現在に、土地・家屋・償却資産を所有している人に課税される税金です。

都市計画税は、市街化区域内に土地と家屋を所有している人に対してかかるもので、道路・公園・下水道などの事業費用に充てるための目的税です。

## ●評価替えと課税の仕組み

土地と家屋は、国の固定資産評価基準に基づいて評価します。

この評価した価格（評価額）は3年に一度見直し（評価替え）を行い、令和6年度はこの評価替えの年にあたります。今回見直した評価額は、土地の地目変更・分筆・合筆、地価の下落、建物の課税面積変更等の事情がない限り、3年間は据え置かれます。

## 1 土地

土地の評価は、令和5年1月1日現在の地価公示価格等（国土交通省や県の公表）の7割をめどに評価を行い、令和5年7月1日現在の地価の変動により評価額を修正しています。

## 2 家屋

家屋の評価替えの際、評価額の変動に影響を与えるのは次の2つです。

### ①物価水準による変動

評価額は、価格調査時点（令和4年7月）の物価水準を基本として算出します。このため、前回（令和元年7月）の物価水準と比較して上昇すれば、評価額が上がる要因となり、下落すれば下がる要因となります。

### ②経年減点補正率による変動

経年減点補正率とは、建築後の経過年数によって生ずる損耗による減価を評価額に反映するものです。ただし、この補正率は20%が最低値であるため、それ以降の減少はありません。

評価替えによる家屋の評価額は、①と②により決定します。ただし、

①と②により決定します。ただし、決定した評価額が前年より上回った場合（物価水準の変動による上昇が、経年による減少を上回った場合）は、これまでの評価額に据え置き、下回った場合は、前述のとおり①と②により決定したものが新しい評価額となります。

## 固定資産（土地・家屋）

### 価格等の縦覧

固定資産の縦覧制度は、納税者の皆さんが他の土地や家屋の価格との比較を通じて自己の資産の価格が適正に評価されているかを判断していただくための制度です。

## ●縦覧できる帳簿

①土地価格等縦覧帳簿（記載事項：所在・地番・課税地目・課税地積・評価額・市街化区分）  
②家屋価格等縦覧帳簿（記載事項：所在・地番・家屋番号・構造・用途・課税床面積・評価額・建築年）

●縦覧できる人 土地または家屋を所有している納税義務者と同世帯の親族、納税管理人、納税義務者の委任を受けた代理人  
なお、土地だけを所有している人は土地の縦覧帳簿のみ、家屋だけ所有している人は家屋の縦覧帳簿のみご覧になれます。

## ●手数料 無料

●持ち物 納税義務者であることが証明できるもの（納税通知書・運転免許証等）

また、代理人が縦覧される場合は、納税義務者からの委任状（法人の場合は、当該法人の所在地、名称および代表者の氏名の記入があるもの）が必要です。

●とき 4月1日（月）30（火）午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

●ところ 市役所2階税務課

## 後期高齢者医療保険にご加入の人へ

●問合先 市民窓口課医療グループ (☎ 50-0360)

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、保険料率等の改定を行いました。また保険料を構成する所得割率と被保険者均等割額のうち、被保険者均等割額の軽減措置が見直しされ、5割・2割軽減要件が拡大されます。

### 【保険料率】

区分	現行 (令和4・5年度)	改正後 (令和6・7年度)
所得割率	9.57%	11.13% ※
被保険者均等割額	49,398円	53,438円

※令和6年度の所得割率は基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない人の場合、10.40%です。

### 【保険料の賦課限度額】

現行	改正後
66万円	80万円※

※令和6年度の賦課限度額は令和6年度中新たに75歳になる人を除き、73万円です。

### 【被保険者均等割額の軽減基準】

軽減措置	所得判定基準 (所得金額の合計)	
	現行	改正後
5割軽減	43万円 + 被保険者数 × 29万円以下	43万円 + 被保険者数 × 29.5万円以下
2割軽減	43万円 + 被保険者数 × 53.5万円以下	43万円 + 被保険者数 × 54.5万円以下

●令和6年度の納入通知書は7月に発送します。

## 国民健康保険・後期高齢者医療にご加入の人へ

### 年1回特定健診・健康診査を受けましょう

～健診費用0円、事前申込の場合は  
健診の所要時間は受付から約50分～

●問合先 市民窓口課国保年金グループ (☎ 38-5833)  
医療グループ (☎ 50-0360)

対象者には市民窓口課から4月中旬に申込はがきを送付します。事前申込での受診を希望される人は、はがきまたはインターネットで5月7日(火) (はがきは必着) までに申込みください。申込みの流れなどは、同時配布している令和6年度岩倉市けん診ガイドまたは市ホームページで確認してください。

対象者	・国民健康保険に加入している40歳以上の人 ・後期高齢者医療に加入している人
健診項目	問診、身体測定、身体診察、血圧測定、尿検査、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査
費用・会場	無料・保健センター

令和6年度の特定健診・健康診査は「事前申込あり」か「事前申込なし」を選択できるようになりました。

事前申込	あり (インターネット予約がおすすめです)	なし
健診日程	7月1日(月)～17日(水)、 8月19日(月)～9月4日(水) (土日祝除く)	6月24日(月)～28日(金) ※この5日間以外は事前申込が必要
受付時間	午後0時30分～1時30分 ※実際の受付時間は受診券でお知らせ	正午～午後1時15分
所要時間	受付から約50分	約90分 (当日の受付人数状況による)
持ち物	6月初旬に発送する受診券、問診表、採尿等	4月中旬に発送する申込はがき (切り取らず)、 健康保険証



## 国民年金保険料と学生納付特例制度をお知らせします

●問合先 市民窓口課国保年金グループ (☎ 38-5833) ・一宮年金事務所 (☎ 0586-45-1418)

### ●国民年金保険料 (令和6年度) 月額 16,980 円

保険料の納付は、毎月納付のほかに、まとめて納付すると保険料が安くなる前納の制度もあります。

#### 【学生納付特例制度】

学生の皆さんの保険料の支払いを猶予し、社会人になってから納めることができる学生納付特例制度があります。

●対象者 20歳以上の学生で、本人の所得が一定以下の人

ただし、各種学校などで、修業年限が1年未満の学校に通う学生は対象となりません。

●持ち物 学生証 (または在学証明書)

●申請期間 申請月の2年1カ月前～申請月の年度末

●承認されると… ①万一の事故や病気で障害が残ったときでも、一定の要件を満たしていれば、「障害基礎年金」が受けられます。

②承認期間は、老齢基礎年金を受けるための受給資格期間には算入されますが、年金額の計算には入りません。

③10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができます。

●その他 マイナポータルを利用した国民年金被保険者の資格取得 (種別変更) の届出、国民年金保険料免除・納付猶予申請および学生納付特例申請の電子申請が可能です。※詳しくは、右記二次元コードよりご覧ください。



## 福祉医療費助成制度をお知らせします

●問合先 市民窓口課医療グループ (☎ 50-0360)

制度名	対象者	助成の範囲
子ども医療	・18歳到達年度末まで	保険診療の自己負担額
障害者医療	・身体障害者 1～3級 ・ // 4級 (腎臓機能障害) ・ // 4～6級 (進行性筋萎縮症) ・知的障害者 知能指数 50以下 ・自閉症状群と診断された人 (高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む) ・精神障害者 1・2級	保険診療の自己負担額
	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条に基づく自立支援医療 (精神通院) を受けている人	精神通院医療に係る保険診療の自己負担額
	・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条の規定による精神障害者と診断され入院した人 (アルコール依存症など病名により助成が受けられない場合があります)	入院治療に係る保険診療の自己負担額
母子・父子家庭医療 (所得制限あり)	・母子 (父子) 家庭の母 (父) およびその18歳以下の子 ・父母のいない18歳以下の子 ※18歳以下の子とは、18歳に達した日の属する年度の末日までです。	保険診療の自己負担額
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療制度の加入者で、次のいずれかに当てはまる人 ・身体障害者 1～3級 ・ // 4級 (腎臓機能障害) ・ // 4～6級 (進行性筋萎縮症) ・知的障害者 知能指数 50以下 ・自閉症状群と診断された人 (高機能自閉症、アスペルガー症候群を含む) ・精神障害者 1・2級 ・戦傷病者 (所得制限あり) ・精神障害の措置入院患者、結核の勧告・措置入院患者 ・母子・父子家庭の人 (所得制限あり) ・介護保険の要介護認定4または5で生活介護を3カ月以上継続して受け、主たる生計維持者が市民税非課税の人 ・長寿介護課のひとり暮らしの認定を受けている市民税非課税世帯で、税法上の被扶養者になっていない人	保険診療の自己負担額